

令和5年度龍ヶ崎市A I オンデマンド交通実証実験業務委託
公募型企画提案実施要領

令和5年2月

龍ヶ崎市

1. 業務名

令和5年度龍ヶ崎市A I オンデマンド交通実証実験業務委託（以下「本業務」という）

2. 目的

市民の移動需要に応え、生活の質的向上や地域の活性化に寄与する新たな交通サービスの実現可能性を探るため実施するA I オンデマンド交通の実証実験について、公募型プロポーザル方式により参加申込者に提案を求め、実績・知識・創意工夫等を総合的に評価し、龍ヶ崎市（以下「本市」という）にとって最も優れた事業者を選定することを目的とする。

3. プロポーザル方式採用理由

本業務の実施にあたっては、専門的知識や豊富な業務経験を活かし、本市の地域特性に合わせた実現可能性の高い提案が必要である。このため、広く公募により提案を求め、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4. 業務委託内容

令和5年度龍ヶ崎市A I オンデマンド交通実証実験業務委託仕様書（別紙1）のとおり。

5. 契約概要

（1）契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

（2）契約方法

優先交渉権者との随意契約

（3）事業予算額

上限額23,463,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 応募者の参加資格

（1）参加資格要件

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること。
- ② 本業務を所定の期間内に履行するため、総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は受託候補者として提出する書類の提出期日時点において、自社に3箇月以上直接雇用していること。
- ③ 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約

事務等に関する規程に基づく指名停止期間中若しくは龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 以下の国税及び地方税を滞納がないこと。

国税（法人税、消費税及び地方消費税等）、本市の市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等）

※市税については、事業所が本市にある場合のみ該当

- (2) 資格要件確認基準日

本市が提案書を受理した日

7. 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業予算額を上回る提案があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、令和5年度龍ヶ崎市A I オンデマンド交通実証実験業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という）が失格と認めた場合。
- (5) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

8. スケジュール

内容	受付・実施時期
募集開始・公表	令和5年2月13日（月）
質問書の受付期間	令和5年2月20日（月）必着
質問書への回答	令和5年2月28日（火）
参加表明書の提出期限	令和5年3月3日（金）必着
提案書の提出期限	令和5年3月17日（金）必着
選定審査・プレゼンテーション	令和5年4月上旬
選定結果通知	令和5年4月下旬
契約締結	令和5年5月下旬予定

9. 書類の配布

本市ホームページに掲載（本実施要領、仕様書、各種様式等）。

各種様式等については、本市ホームページからダウンロードにより入手すること。

10. 質問の受付及び回答について

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書の提出期限内に、次により質問書（様式6）を提出すること。

- (1) 受付期限：令和5年2月20日（月）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出先：龍ヶ崎市都市整備部都市計画課
- (3) 提出方法：電子メール（メールアドレス：toshikei@city.ryugasaki.lg.jp）にて提出すること（電話及び窓口での質問には応じない）。
- (4) 質問に対する回答：質問の回答は令和5年2月28日（火）に本市ホームページ上にて公表を行う。

11. 参加表明書・提案書の提出について

- (1) 参加表明【提出部数各1部】
 - ① 参加表明書（様式1-1）
 - ② 資格要件に関する申立書（様式1-3）
 - ③ 添付書類
 - ・ 国税：納税証明書
 - ・ 市税：納税証明書（未納税額のない証明）
※市税については、事業所が本市にある場合のみ該当
 - ④ 参加表明書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（様式1-2）を電子メールにより提出すること。
- (2) 提案書【提出部数各11部（正本1部・副本10部）】
 - ① 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（表紙）様式2＋任意様式
※任意様式については、A4版用紙両面印刷20枚以内とし、ページ番号を記入する。
 - ② 業務実施体制調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3-1
 - ③ 業務実績調書（過去5年間の同種・類似業務）・・・・・・・・様式3-2
 - ④ 配置予定者の業務実績等調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3-3
 - ⑤ 業務の実施方針・考え方、ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4-1，4-2
 - ⑥ 業務スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式
 - ⑦ 自社PR（任意提出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式
 - ⑧ 参考見積書（記載額は地方消費税を含まない額とする。）・・・・・様式5
※書類は原則としてA4版とする。
- (3) 提出期限
参加表明書の提出期限は、令和5年3月3日（金）午後5時15分まで（必着）。
提案書の提出期間は、令和5年3月17日（金）午後5時15分まで（必着）。
- (4) 提出方法：郵送（簡易書留郵便または一般書留郵便）または持参とし、電子メールによるものは不可とする。持参の場合は、午前8時30分から午後5時15

分までとする。

- (5) 提出先：〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地
龍ケ崎市都市整備部都市計画課

12. 選定方法

(1) 審査方法

提案書、プレゼンテーション及び見積金額について、総合的に評価する。評価にあたっては、「評価基準」に基づき、審査委員会において評価し、第一優先交渉権者及び次点者を選定する。

最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、「評価基準」の評価対象内容「提案内容」及び「プレゼンテーション」の点数を合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者、次に優れた提案を行った者を次点者として選定する。

また、参加申込者が1者の場合でも評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

なお、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(2) 第1次審査

複数の事業者から提案があった場合は、事前審査として提案書をはじめとする提出書類による書類審査を審査委員会によって行い、プレゼンテーション参加事業者5者を決定する。

第1次審査結果通知は、プレゼンテーション実施通知と併せて発送予定。

(3) プレゼンテーションの実施

日時：提案書の内容などを審査するため、プレゼンテーションについては令和5年4月上旬の実施を予定しており、具体的な日時と場所は後日通知する。

説明者：説明は提案書の業務実施体制調書（様式3-1）に記載した者のうち3名以内とする。なお、諸般の事情により説明予定者が急遽参加できない場合は代理を認める。

実施方法：原則として、龍ケ崎市役所を会場に実施する予定だが、社会情勢を鑑み、オンラインで行う場合がある。

- ① 40分以内とする。（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）
- ② プレゼンテーションは、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参すること。なお、プロジェクターと接続するケーブル（HDMIケーブル）は本市が準備する。
- ③ プレゼンテーションは提出した資料を用いて行うこと。

留意事項：

- ① 指定した時刻に遅れた場合は、特別な事情がない限り失格とする。

② 新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化により、オンラインでもプレゼンテーションの実施が困難であると判断した場合には、書類審査のみとなる場合がある。

③ その他、詳細については原則として本市の指示によるものとする。

(4) 評価基準

評価対象内容	番号	項目	評価の観点	配点
業務体制及び進行管理【様式3-1, 3-2, 3-3】	1	業務実績	同種・類似業務の実績があるか	5
	2	実施体制	本業務の遂行のため、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか	10
	3	スケジュール	実施スケジュールが実現的なものである、かつ柔軟な調整が可能なものであるか	5
提案内容【提案書, 様式4-1, 4-2】	4	事業目的への合致	本委託業務の目的（仕様書の内容）を達成するために有効な提案であるか	15
	5	利便性	AI, IoT等の最新技術を活用し、利用者、運行事業者及び事業主体いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか	20
	6	拡張性	新たな交通サービスの構築に向け、システムの拡張性が期待できるか	10
	7	プロジェクトマネジメント	システム構築のみならず、本業務を主体的にリードし、進捗を管理することが出来るか。また、本市が実施する下記項目等に関する相談・支援を的確に実施することが出来るか ・アンケートの実施 ・AIシステム導入による評価・分析 ・サービス実装に向けた検討	20
プレゼンテーション	8	説明能力	プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントをおさえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか ・提案書の内容について具体的な説明がされているか ・平易な用語で、分かり易く説明されているか	10
見積金額【様式5】	9	提案価格	得点 = 5 × (最低提案価格 / 当該提案価格)	5
その他の提案	10	追加提案	仕様書4(2)の業務内容に加え、提案されたものが有効か否か	5
			計	105

13. 選定結果の通知及び契約

(1) 選定結果等

- ・選定結果は、審査委員会終了後、プレゼンテーションを行った事業者に対し、各事業者
に選定結果を通知する。また、審査結果（第一優先交渉権者及び次点者については、そ
の名称まで）を本市ホームページへ掲載する。
- ・提案者は、自身の評価結果について提示を求めることができる。
- ・審査は、非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(2) 契約に向けた協議

市と第一優先交渉権者は、契約に向けて業務仕様書及び価格等について協議する。ただし、
第一優先交渉権者と協議が調わない場合には、次点者と協議を行うものとする。

(3) 契約締結

13.(2)により、契約内容を協議し、本市と第一優先交渉権者（協議が調わない場合
は次点者）が、その内容に合意した後に本事業の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下
の場合、契約を締結するものとする。また、当該見積りについて、内訳書を提出すること。

(4) 第一優先交渉権者の辞退

第一優先交渉権者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、龍ヶ崎市契約事
務等に関する規程に基づく指名停止などの対応をする場合がある。

14. その他

- (1) 提案書等の作成、提出等にかかる一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、
提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限以降の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
- (3) 今回提示する仕様書等の著作権は本市に帰属し、参加申込者から提出のあった書類
等の著作権は参加申込者に帰属するが、選定において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、龍ヶ崎市情報公開条例の規定に基づ
き、公開することがある。
- (5) 本市は、提出された書類は、当該審査以外に無断で使用しない。
- (6) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (7) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用
することはできない。また、契約期間終了後または契約解除後においても同様とす
る。
- (8) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において市と十分協議すること。

15. 問い合わせ及び書類の提出先等

〒301-8611

住所：茨城県龍ヶ崎市3710番地

所管：龍ヶ崎市役所 都市整備部 都市計画課

電話：0297-64-1111（内466）／FAX:0297-60-1588

担当：公共交通利用促進担当 寺田

E-mail:toshikei@city.ryugasaki.lg.jp